



# 愛媛県報

平成17年 5 月 2 日月曜日 第1654号

発 行 愛 媛 県

印 刷 岡田印刷株式会社

## ◇ 目 次 ◇ 規 則

医療法施行細則の一部を改正する規則..... 509

## 告 示

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第2条第2項の規定による指定地方公共機関の指定..... 509

救急病院の撤回..... 509

指定居宅支援事業者の指定（2件）..... 510

貸金業者の登録取消し..... 510

地籍調査事業計画及び地籍集成図作成のための事業計画の公示..... 510

市営土地改良事業の施行の関係書類の縦覧..... 510

定期種畜検査の実施..... 511

保安林の指定の解除..... 511

公有水面埋立地の用途の変更許可..... 511

基本測量の実施の通知（2件）..... 512

基本測量の終了の通知..... 513

道路の区域変更（県道上怒和元怒和線）..... 513

道路の供用開始（ " ）..... 513

道路の区域変更（県道松山東部環状線）..... 513

道路の供用開始（ " ）..... 513

道路の区域変更（県道上尾峠久万線）..... 514

道路の供用開始（ " ）..... 514

道路の区域変更（県道双岩停車場和泉線）..... 514

道路の供用開始（ " ）..... 514

道路の区域変更（県道柳沢新谷停車場線）..... 515

道路の区域変更（県道野佐来八幡浜線）..... 515

道路の供用開始（ " ）..... 515

道路の区域変更（県道大洲長浜線外）..... 515

道路の供用開始（ " ）..... 515

道路の区域変更（県道高茂岬船越線）..... 516

道路の供用開始（ " ）..... 516

## 公 告

愛媛県大気汚染常時監視システムの借入れ..... 517

## 教育委員会告示

博物館の登録の抹消..... 517

## 任 免 辞 令

津田 友恵..... 518

## 正 誤

平成17年 3 月18日付け第1642号愛媛県公営企業管理規程第1号（愛媛県立病院料金規程の一部を改正する管理規程）中..... 518

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

## 規 則

### ○愛媛県規則第49号

医療法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成17年 5 月 2 日

愛媛県知事 加 戸 守 行

#### 医療法施行細則の一部を改正する規則

医療法施行細則（平成14年愛媛県規則第43号）の一部を次のように改正する。

第3条の表15の項左欄の欄中「の規定による同法第56条」を削る。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 告 示

### ○愛媛県告示第987号

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第2条第2項の規定により、指定地方公共機関を次のとおり指定した。

平成17年 5 月 2 日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- (1) 四国瓦斯株式会社
- (2) 伊予鉄道株式会社
- (3) 社団法人愛媛県バス協会
- (4) 社団法人愛媛県トラック協会
- (5) 石崎汽船株式会社
- (6) 社団法人愛媛県医師会
- (7) 社団法人愛媛県歯科医師会
- (8) 社団法人愛媛県薬剤師会
- (9) 社団法人愛媛看護協会

### ○愛媛県告示第988号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定による救急病院でなくなった。

平成17年 5 月 2 日

愛媛県知事 加 戸 守 行

名 称	所 在 地	開 設 者 名
医療法人誠志会砥部病院	伊予郡砥部町麻生40番地1	医療法人誠志会

○愛媛県告示第 989 号

知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の5第1項の規定により、次のとおり指定居宅支援事業者を指定した。  
平成17年5月2日

愛媛県知事 加 戸 守 行

事業者番号	指 定 居 宅 支 援 事 業 者			サービスの種類	指 定 居 宅 支 援 事 業 所		指 定 日 年 月 日
	名 称	主たる事務所 の 所 在 地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
38000200224141	社会福祉法人来島会	今治市登畑甲345番地1	越 智 一 博	知的障害者地域生活援助	フレンドシップホームⅣ	今治市宮ヶ崎1713-7	平成17年5月1日

○愛媛県告示第 990 号

知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の5第1項の規定により、次のとおり指定居宅支援事業者を指定した。  
平成17年5月2日

愛媛県知事 加 戸 守 行

事業者番号	指 定 居 宅 支 援 事 業 者			サービスの種類	指 定 居 宅 支 援 事 業 所		指 定 日 年 月 日
	名 称	主たる事務所 の 所 在 地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
38000200223143	社会福祉法人野村町社会福祉協会	西予市野村町野村8号467番地	池 田 忠 幸	知的障害者地域生活援助	グループホーム「あさかぜ」	西予市野村町野村12号349番地	平成17年4月1日

○愛媛県告示第 991 号

貸金業の規制等に関する法律（昭和58年法律第32号）第37条第1項第1号の規定に基づき、次のとおり貸金業者の登録を取り消した。  
平成17年5月2日

愛媛県知事 加 戸 守 行

商号又は名称	代表者氏名	主たる営業所等の所在地	登 録 番 号	登 録 年 月 日	取 消 年 月 日
合資会社雅企画	無限責任社員 白鞘 雅子	今治市波止浜11番地166	愛媛県知事（1）第02145号	平成16年2月25日	平成17年4月18日

○愛媛県告示第 992 号

国土調査法（昭和26年法律第 180 号）第 6 条の 3 第 2 項に規定する平成17年度の事業計画及び調査成果のシステム化の実施のための同年度における事業計画を次のとおり定めた。  
平成17年5月2日

愛媛県知事 加 戸 守 行

調査を行う者の名称	調 査 地 域	調 査 期 間	摘 要
松 山 市	古川南地区の一部	平成18年3月31日まで	地籍調査
	古川北及び古川町地区	"	"
	和泉南地区	"	"
	西石井地区 居相地区	"	"
宇 和 島 市	大字坂下津の一部	平成18年3月31日まで	地籍調査
	大字本九島の一部	"	"
	大字百之浦の一部	"	"
八 幡 浜 市	日土町の一部	平成18年3月31日まで	地籍調査
	日土町の一部	"	数値情報化
新 居 浜 市	竹ヶ市の一部、 大本	平成18年3月31日まで	地籍調査
	大野、竹ヶ市の一部	"	"
西 条 市	下島山の一部	平成18年3月31日まで	地籍調査
	飯岡の一部 飯岡、下島山の一部	"	"

大 洲 市	恋木の一部	平成18年3月31日まで	地籍調査
	喜多山の一部	"	"
	長浜町黒田の一部	"	"
	長浜町沖浦の一部	"	"
	河辺町河都	"	数値情報化
	河辺町北平の一部	"	"
四国中央市	河辺町植松の一部、 椽谷	"	"
	川之江町の一部	平成18年3月31日まで	地籍調査
	三島宮川の一部	"	"
	新宮町新瀬川の一部	"	"
東 温 市	土居の一部	"	"
	小富士の一部	"	数値情報化
	山之内の一部	平成18年3月31日まで	地籍調査
	則の内の一部	"	"
松 前 町	河之内の一部	"	"
	松瀬川の一部	"	"
	松瀬川の一部	"	数値情報化
津 島 町	大字永田	平成18年3月31日まで	地籍調査
	大字大溝の一部	"	"
津 島 町	岩松の一部	平成18年3月31日まで	地籍調査
	大字近家の一部	"	数値情報化

○愛媛県告示第 993 号

東温市から協議のあった市営土地改良事業（ほ場整備事業・樋口地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦

覧に供する。

平成17年5月2日

愛媛県知事 加戸守行

1 縦覧に供すべき書類の名称

- (1) 市営土地改良事業（ほ場整備事業・樋口地区）計画書の写し

- (2) 東温市営土地改良事業等の経費の分担金等徴収に関する条例の写し

2 縦覧期間

平成17年5月6日から6月2日まで

3 縦覧場所

東温市役所

○愛媛県告示第994号

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第4条第1項本文の規定による平成17年度定期種畜検査の期日、時間及び場所は次のとおりである。

平成17年5月2日

愛媛県知事 加戸守行

検査月日	検査時間	検査場所
5月25日	9時30分から11時30分まで 13時30分から14時30分まで	西予市野村町阿下7号156番地 愛媛県畜産試験場 西予市宇和町山田1300番地
5月26日	10時から11時まで	松山市八反地498番地 愛媛大学農学部付属農場
5月27日	9時30分から10時30分まで 11時から12時まで	新居浜市大生院戸屋の鼻1960番地 西条市玉津下島山甲560番地

○愛媛県告示第995号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成17年5月2日

愛媛県知事 加戸守行

1 解除に係る保安林の所在場所

- 西予市三瓶町周木字池ノ浦8番耕地372の6、8番耕地372の7、8番耕地372の8、字長谷8番耕地375の4、字ツバイ網代8番耕地414の1、8番耕地415の5、字荒網代8番耕地417の3

2 保安林として指定された目的

魚つき

3 解除の理由

道路用地とするため

ア 位置

松山市大可賀3丁目525番4及び1455番に接する大可賀防潮堤、大可賀1号護岸及び大可賀3号護岸の地先公有水面

イ 区域

次の各地点を順次に結んだ線及び⑬の地点と①の地点を結ぶ平成7年の秋分の満潮位（D.L.+3.53メートル）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

基点（松山市南吉田町無番地の国土地理院松山空港四等三角点）は、北緯33度50分01秒239、東経132度41分39秒127の地点

①点は、基点から真北22度36分44秒1.472.11メートルの地点

②点は、①点から真北302度01分09秒50.31メートルの地点

③点は、②点から真北32度01分09秒47.00メートルの地点

④点は、③点から真北302度01分09秒170.00メートルの地点

⑤点は、④点から真北212度01分09秒30.00メートルの地点

⑥点は、⑤点から真北302度01分09秒260.00メートルの地点

⑦点は、⑥点から真北212度01分09秒17.00メートルの地点

⑧点は、⑦点から真北302度01分09秒21.88メートルの地点

⑨点は、⑧点から真北9度13分09秒217.33メートルの地点

⑩点は、⑨点から真北279度13分09秒1.65メートル

○愛媛県告示第996号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第13条ノ2第1項の規定に基づき、次のように埋立地の用途の変更を許可した。

平成17年5月2日

松山港湾管理者 愛媛県

代表者 愛媛県知事 加戸守行

1 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所

愛媛県

松山市一番町四丁目4番地2

代表者 知事 加戸守行

松山市北持田町122番地

2 埋立区域及び埋立てに関する工事の施行区域

- (1) 埋立区域

の地点

⑩点は、⑩点から真北 9 度13分09秒193.75メートル

の地点

⑫点は、⑪点から真北99度13分09秒1.00メートルの地点

⑬点は、⑫点から真北87度13分39秒478.58メートルの地点

ウ 面積

260 252.70平方メートル

(2) 埋立てに関する工事の施行区域

ア 位置

松山市大可賀 3 丁目 525 番 4、525 番 7、525 番 6、830 番 6、830 番 3、830 番12、830 番 4、830 番 7、830 番14、830 番10、525 番10、525 番11、525 番 2、525 番 5、546 番及び1455番の地内並びに同市大可賀 3 丁目 525 番 4 及び1455番に接する大可賀防潮堤、大可賀 1 号護岸及び大可賀 3 号護岸の地先公有水面

イ 区域

次の各地点を順次に結んだ線及び㊦の地点と㊡の地点とを結んだ線により囲まれた区域

基点（松山市南吉田町無番地の国土地理院松山空港四等三角点）は、北緯33度50分01秒 239、東経 132 度41分39秒 127 の地点

㊡点は、基点から真北24度31分55秒1 428.49メートルの地点

㊢点は、㊡点から真北 302 度01分09秒583.45メートルの地点

㊣点は、㊢点から真北 9 度13分09秒236.88メートルの地点

㊤点は、㊣点から真北 279 度13分09秒230.00メートルの地点

㊦点は、㊤点から真北 9 度13分09秒504.86メートルの地点

㊧点は、㊦点から真北87度13分39秒684.57メートルの地点

㊨点は、㊧点から真北 176 度52分32秒433.98メートルの地点

㊩点は、㊨点から真北 104 度46分48秒 28.50 メートルの地点

㊪点は、㊩点から真北 198 度08分11秒 62.00 メートルの地点

㊫点は、㊪点から真北90度01分07秒 26.89 メートルの地点

㊬点は、㊫点から真北 189 度32分16秒531.84メートルの地点

㊭点は、㊬点から真北 116 度58分33秒211.24メートルの地点

㊮点は、㊭点から真北 147 度26分34秒 83.96 メートルの地点

㊯点は、㊮点から真北 187 度46分57秒 80.00 メートルの地点

㊰点は、㊯点から真北 286 度22分53秒 39.37 メートル

ルの地点

㊱点は、㊰点から真北 5 度58分56秒 56.00 メートルの地点

㊲点は、㊱点から真北 321 度34分48秒 84.73 メートルの地点

㊳点は、㊲点から真北 290 度15分42秒185.05メートルの地点

ウ 面積

653 386.38平方メートル

3 埋立地の用途

(1) 変更前

ふ頭用地 約11.3ヘクタール

保管施設用地 約 9.6ヘクタール

危険物取扱施設用地 約 1.1ヘクタール

緑地 約 1.7ヘクタール

道路用地 約 2.2ヘクタール

合計 約25.9ヘクタール

(2) 変更後

ふ頭用地 約11.3ヘクタール

保管施設用地 約 9.0ヘクタール

危険物取扱施設用地 約 1.7ヘクタール

緑地 約 1.7ヘクタール

道路用地 約 2.2ヘクタール

合計 約25.9ヘクタール

4 埋立ての免許の年月日及び番号

平成 8 年 3 月14日 愛媛県指令 7 港第 492 号

5 埋立地の用途の変更許可年月日

平成17年 4 月20日

○愛媛県告示第 997 号

測量法（昭和24年法律第 188 号）第14条第 1 項の規定に基づき、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

平成17年 5 月 2 日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 作業種類 基本測量（基準測量）

2 作業期間 平成17年 5 月 9 日から  
平成18年 3 月24日まで

3 作業地域 新居浜市  
東温市  
北宇和郡 津島町

○愛媛県告示第 998 号

測量法（昭和24年法律第 188 号）第14条第 1 項の規定に基づき、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

平成17年 5 月 2 日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 作業種類 基本測量（一等磁気測量）

2 作業期間 平成17年 8 月22日から  
平成17年 9 月16日まで

3 作業地域 四国中央市

## ○愛媛県告示第999号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定に基づき、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量が終了した旨の通知があった。

平成17年5月2日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- |        |   |
|--------|---|
| 1 作業種類 | 基本測量（電子基準点測量）                                 |
| 2 作業期間 | 平成16年11月1日から<br>平成17年3月31日まで                  |
| 3 作業地域 | 上浮穴郡久万高原町<br>南宇和郡愛南町網代、魚神山、油袋、家串、平簗、須ノ川、柏及び柏崎 |

## ○愛媛県告示第1000号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、松山地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成17年5月2日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	上怒和元怒和線	松山市上怒和乙678番8から 同市元怒和乙250番18まで	旧	メートル 14.4～17.4	キロメートル 0.084	
			新	14.4～35.2	0.084	
"	"	松山市元怒和乙250番13から 同市元怒和乙243番5まで	旧	13.6～24.0	0.163	
			新	15.6～29.2	0.163	

## ○愛媛県告示第1001号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、松山地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成17年5月2日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	上怒和元怒和線	松山市上怒和乙678番8から 同市元怒和乙250番18まで	平成17年5月2日
"	"	松山市元怒和乙250番13から 同市元怒和乙243番5まで	"

## ○愛媛県告示第1002号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、松山地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成17年5月2日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	松山東部環状線	松山市船ヶ谷町237番4から 同市船ヶ谷町238番9まで	旧	メートル 5.2～6.8	キロメートル 0.021	
			新	6.4～7.0	0.021	

## ○愛媛県告示第1003号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、松山地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成17年5月2日

## 愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	松山東部環状線	松山市船ヶ谷町237番4から 同市船ヶ谷町238番9まで	平成17年5月2日

## ○愛媛県告示第1004号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、松山地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成17年5月2日

## 愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	上尾峠久万線	伊予郡砥部町満穂42番1地先から 同町満穂42番まで	旧	メートル 3.9～27.0	キロメートル 0.099	
			新	7.2～21.0	0.090	

## ○愛媛県告示第1005号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、松山地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成17年5月2日

## 愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	上尾峠久万線	伊予郡砥部町満穂42番1地先から 同町満穂42番まで	平成17年5月2日

## ○愛媛県告示第1006号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、八幡浜地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成17年5月2日

## 愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	双岩停車場和泉線	八幡浜市谷5番耕地306番1から 同市谷5番耕地321番3まで	旧	メートル 5.0～8.0	キロメートル 0.110	
			新	16.0～29.0	0.110	

## ○愛媛県告示第1007号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、八幡浜地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成17年5月2日

## 愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	双岩停車場和泉線	八幡浜市谷5番耕地306番1から 同市谷5番耕地321番3まで	平成17年5月2日

## ○愛媛県告示第1008号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。  
その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成17年5月2日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	柳沢新谷停車場線	大洲市藤縄字河向甲746番2から 同字甲1433番2まで	旧	メートル 3.9～15.6	キロメートル 0.073	
			新	7.5～20.8	0.073	

## ○愛媛県告示第1009号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。  
その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成17年5月2日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	野佐来八幡浜線	大洲市野佐来135番8から 同市野佐来229番5まで	旧	メートル 4.8～5.1	キロメートル 0.025	
			新	11.6～15.7	0.025	

## ○愛媛県告示第1010号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成17年5月2日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	野佐来八幡浜線	大洲市野佐来135番8から 同市野佐来229番5まで	平成17年5月2日

## ○愛媛県告示第1011号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。  
その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成17年5月2日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	大洲長浜線	大洲市八多喜町甲188番3から 同町甲187番4まで	旧	メートル 15.3～25.3	キロメートル 0.061	
			新	15.3～25.3	0.061	
"	瀬田八多喜停車場線	大洲市八多喜町甲221番7から 同町甲212番6まで	旧	8.6～16.0	0.044	
			新	9.8～22.4	0.044	

## ○愛媛県告示第1012号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成17年5月2日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	大洲長浜線	大洲市八多喜町甲188番3から 同町甲187番4まで	平成17年5月2日
"	瀬田八多喜停車場線	大洲市八多喜町甲221番7から 同町甲212番6まで	"

○愛媛県告示第1013号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、宇和島地方局愛南土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成17年5月2日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷地の員	延長	備考
県道	高茂岬船越線	南宇和郡愛南町高茂2番9	旧	メートル 6.0~12.0	キロメートル 0.124	
			新	22.0~30.0	0.124	
"	"	南宇和郡愛南町高茂2番9	旧	6.5~14.5	0.129	
			新	22.5~37.0	0.129	
"	"	南宇和郡愛南町武者泊653番2	旧	6.0~12.5	0.081	
			新	8.5~13.5	0.081	
"	"	南宇和郡愛南町武者泊651番4	旧	7.0~8.0	0.030	
			新	9.0~10.0	0.030	

○愛媛県告示第1014号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、宇和島地方局愛南土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成17年5月2日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	高茂岬船越線	南宇和郡愛南町高茂2番9	平成17年5月2日
"	"	南宇和郡愛南町高茂2番9	"
"	"	南宇和郡愛南町武者泊653番2	"
"	"	南宇和郡愛南町武者泊651番4	"

## 公 告

## ○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成17年5月2日

愛媛県知事 加 戸 守 行

## 1 入札に付する事項

## (1) 件名

愛媛県大気汚染常時監視システムの借入れ

## (2) 借入物品名及び数量

愛媛県大気汚染常時監視システム（設置、調整及び保守サービスを含む）一式

## (3) 借入物品の内容等

入札説明書及び仕様書による。

## (4) 借入期間

平成18年1月1日から3月31日まで

## (5) 借入場所

知事が指定する場所

## (6) 入札方法

入札金額は、1月当たりの借入代金を記載すること。

また、落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、営業種別「その他」の営業種目「レンタル・リース」について平成17年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 借入期間の開始までに確実に納入できる体制が整備されていることを証明した者であること。

(3) 借入物品に係る保守及び点検の体制が整備されていることを証明した者であること。

(4) 開札の日において、知事が行う指名停止の期間中にない者であること。

## 3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

愛媛県県民環境部環境局環境政策課地球環境係  
〒790 8570

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

電話番号 (089)912 2349

(2) 入札書の受領期限

平成17年6月14日（火）午後2時

(3) 入札説明書の交付方法

(1)に掲げる場所で交付する。

(4) 開札の日時及び場所

平成17年6月14日（火）午後2時

愛媛県庁第一別館5階会議室

## 4 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第135条から第137条までの規定による。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加資格確認申請書に、この公告に示した物品を納入できることを証明する書類を添付して、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、知事から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(4) 入札の無効

2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否  
要

(6) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると知事が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

## 5 Summary

(1) Nature and quantity of the product to be leased:  
Atmospheric Environmental Observation System  
(including installation, adjustments, maintenance services)

(2) Time limit of tender: 2:00 P.M., 14 June 2005

(3) For further information, please contact: Global Environment office, Environmental Affairs Division, Environmental Subdepartment, Public affairs and Environmental Department, Ehime prefectural Government, 4 4 2 Ichibancho, Matsuyama, Ehime 790 8570, Japan TEL +81 89 912 2349

## 教育委員会告示

## ○愛媛県教育委員会告示第7号

博物館法（昭和26年法律第285号）第15条第2項の規定により、次のとおり博物館の登録を抹消した。

平成17年5月2日

愛媛県教育委員会

委員長 井 関 和 彦

## 1 登録を抹消した博物館

(1) 設置者の名称及び住所  
愛媛県

松山市一番町四丁目4番地2

(2) 名称

愛媛県立歴史民俗資料館

(3) 所在地

松山市堀之内官有地

(4) 登録番号

第8号

(5) 博物館を廃止した年月日

平成17年3月31日

2 抹消年月日

平成17年4月25日

## 任 免 辞 令

## ○任免辞令

4月16日

津 田 友 恵

愛媛県技術吏員に任命する

行政職1級を命ずる

技師を命ずる

水産試験場勤務を命ずる

## 正 誤

## ○正 誤

平成17年3月18日付け第1642号愛媛県公営企業管理規程第1号(愛媛県立病院料金規程の一部を改正する管理規程)中

ページ	箇所	誤	正
301	表中	セカンドオピニオン 外来科	セカンドオピニオン 外来料